

## 4 陳情第 10 号

4 陳情 第 10 号	新宿区独自で 2022 年度（令和 4 年度）国民健康保険料の医療分均等引き上げ分を負担し、誰もが安心して支払いが出来る国民健康保険料にすることを求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	令和 4 年 3 月 14 日受理、令和 4 年 3 月 17 日付託
陳情者	新宿区北新宿 _____ _____ 会長 _____

## （ 要 旨 ）

新宿区独自で 2022 年度（令和 4 年度）国民健康保険料の医療分均等引き上げ分を負担し、誰もが安心して支払える国民健康保険料にすることを求めます。

## （ 理 由 ）

新宿区は 2022 年度（令和 4 年度）国民健康保険料の医療分均等割を引き上げる条例案を提出し、一人あたり医療分均等割を 3,300 円も引き上げようとしています。

国は 2022 年度より国民健康保険の未就学児の均等割を半額にすることを決め、新宿区でも今回の条例案で提案しています。私たちも以前から要望してきたもので歓迎するものであります。このように国においては、国民健康保険制度を拡充する努力がされています。

平成 29 年 11 月 14 日の特別区長会総会では、「国保制度改革に伴う特別区の対応方針」では、「都内保険料水準の統一」と謳いながらも、「ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可」としました。国民健康保険運営協議会の場で新宿区は、他区との足並みをそろえることをさかんに強調されていましたが、新宿区がやる気になれば、いつでも区独自の施策を行えることになっています。新宿区も独自の支援対策を行うべきと考えています。

新型コロナウイルス感染症が発症し 3 年目に入っています。コロナの影響で、廃業、倒産した業者が増え、さらにはコロナで仕事に行けず収入が減少するなど、区民のくらしや生業が大変なときにこそ、区民にとって最も身近な自治体であり、身近な相談どころであるべき行政が独自の支援策をもって対応し、国民健康保険料が今回大幅値上げとなる医療分均等割の引き上げは中止するよう強く求めます。

国民健康保険制度は国民皆保険制度を支える根幹であり、社会保障です。誰もが安心して医療を受けるための国民健康保険制度が、高すぎる保険料で支払いたくても支払えず、医療抑制になるようなことがあってはなりません。公費で支え、誰もが安心して支払える国民健康保険制度を求めます。